

平成31年度（2019年）よりん彩活動支援事業補助金募集要項

男女共同参画社会の実現に向け、鳥取県内で活動する団体や企業・若者などのグループが自ら企画し運営する、下記の要件を満たす次の事業に対して補助金を交付します。

- ・講演会・研修会等の開催（普及啓発事業）
- ・上記普及啓発事業の実施に伴う託児サービスの提供（環境支援事業）
- ・調査研究等事業

補助金の活用をお考えの方は、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」へご相談ください。

区分	普及啓発事業			環境支援事業	調査研究等事業
	公開講座	研修支援講座	若者企画講座		
応募要件	<p>○補助金申請を行う団体やグループ（以下、「主催団体等」という）が県内で実施する事業が、第4次鳥取県男女共同参画計画で定める基本テーマ（下記参照）と重点目標（別紙①参照）の実現に資すると判断できる事業であること。</p> <p>〔基本テーマ〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女が共に活躍できる環境づくり 2. 安心・安全に暮らせる社会づくり 3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり <p style="text-align: right;">※応募条件を満たす事業であるか、所内で事前審査を行います。</p>				
	○男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね50名以上の参加者が見込まれること。	○男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業で、概ね20名程度の参加者が見込まれること。（ただし、一般公開することは差し支えない。）	○男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね20名程度の参加者が見込まれること。	○左記の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供であること。なお、幼児と託児スタッフの配置割合が概ね次のとおりであること (3歳未満児)1:1 (3歳以上児)3:1	○男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容であること。
主催団体等の要件	<p>○次のア～カの全てに適合する団体等であること。</p> <p>ア 3人以上で組織し、団体事務局又は活動のための拠点が鳥取県内に所在すること。</p> <p>イ 自立的に活動している実績が概ね1年以上あること。</p> <p>ウ 事業実施体制が整っていること。</p> <p>エ 政治活動・宗教活動または営利を目的とした活動でないこと。</p> <p>オ 市町村や公的機関の事業でなく、また、同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。</p> <p>カ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p>		<p>○次のキ、クの全てに適合する団体等であること。</p> <p>キ 県内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校の学生・生徒及び地域で活動する若者（概ね20代まで）等で3人以上からなる若者のグループであること。</p> <p>ク 左記要件のイ～カの全てに適合すること。</p>	○普及啓発事業の主催団体等の要件に適合すること。	○普及啓発事業の主催団体等の要件に適合すること。
※ただし、同一主催団体等に対する補助は、各区分ごとに同一年度に1回限りとする（環境支援事業は除く）。					
補助率と限度額	○補助率10/10 ○12万円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)	○補助率10/10 ○2万5千円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)	○補助率10/10 ○5万円を上限とする。 (募集件数は1件程度とし、予算の範囲内で決定)	○補助率1/2 ○2万5千円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定) ※公開講座・研修支援講座・若者企画との併用可	○補助率10/10 ○15万円を上限とする。 (募集件数は1件とし、複数の応募があった場合は、センター内で選考を行う)
補助対象経費	<p>○ 補助事業を実施するために県が必要と認める経費（講師謝金・講師旅費・会場費・託児費・印刷費・消耗品費・通信運搬費等）</p> <p>※1 団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、構成員に対する個人給付的な経費、事業実施に不可欠な物以外の食糧費など、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>※2 公開講座にあっては、会場費等への補助金の充当額は補助金額の2分の1以内とする。</p> <p>※3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。</p>			<p>○補助事業を実施するために県が必要と認める託児費 (託児スタッフの人件費（上限1,500円/h）、旅費、託児室借上料等)</p>	<p>○調査研究事業実施に必要な経費 (旅費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・人件費等)</p>
申請時期	随時 ただし、開催予定日の3ヶ月前までに申請が必要。なお、5月、6月開催分については要相談。	随時 ただし、開催予定日の1ヶ月前までに申請が必要。なお、4月開催分については要相談。	随時 ただし、開催予定日の2ヶ月前までに申請が必要。なお、5月開催分については要相談。	随時 ただし、開催予定日の1ヶ月前までに申請が必要。また、公開講座・研修支援講座・若者企画との併用を希望する場合は、各事業の申請時に申請が必要。	随時 ただし、調査研究開始の2ヶ月前までに申請が必要。

よりん彩活動支援事業補助金・手続きの流れ

事前協議

○第4次鳥取県男女共同参画計画に資する事業となるように、担当者と協議の時間を持ってください。
 ※平成30年度から「とっとり電子申請サービス」から申請ができます。
 ※申請書類は、「とっとり電子申請サービス」又はよりん彩のホームページからダウンロードできます。
 ※書類の記入方法など、ご不明な点はご相談ください。

事前審査

○よりん彩で、事業内容が補助要件に適合するかどうかを確認し、もし適合していない場合には、計画を見直していただき、協議後に申請していただくこととなります。

申請

○申請書類を期限までに当センターに提出してください。
 また、「とっとり電子申請サービス」からパソコンでも申請ができます。

公開講座・研修支援講座

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予定書
- ④団体等調書

若者企画講座

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予定書
- ④グループ等調書
- ⑤講師選定書

環境支援事業

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予定書
- ④団体等調書

調査研修等事業

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予定書
- ④団体等調書

交付決定

○申請を受けてから30日以内に、よりん彩から「交付決定通知書」(様式第4号)等の書類を送付します。事業の執行は、交付決定までお待ちください。

事業実施まで

連絡・協議

○補助金の概算払を希望される場合は、事業実施前に指定された口座に補助金を振込みます。
 ○チラシの内容等について事前協議をとってください。
 (よりん彩で確認してから配布していただきますので遅くとも1ヶ月前までにはチラシ案の提出をお願いします。)
 ○チラシ等での広報をするときは、「よりん彩活動支援事業公開講座(又は若者企画講座、研修支援講座、環境支援事業等)」を明記してください。
 ○その他、広報に関して支援等します。

事業実施

○よりん彩のPR等の時間を5分程度設定してください。
 ○公開講座開催時は、よりん彩の図書展示貸出しを行いますので、場所の確保をお願いします。

実績報告

○事業終了後30日以内に報告書類を提出してください。また、「とっとり電子申請サービス」からパソコンでも報告書類の提出ができます。
 ※写真、ちらし等実施状況がわかるものを添付してください。

額の確定

○報告書類を審査し、「額の確定通知書」をよりん彩から送付します。
 ○概算払した補助金に残額が生じた場合は、「返納通知書」により返納をお願いします。

応募・問合せ先 鳥取県男女共同参画センターよりん彩
 〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5
 (電話) 0858-23-3901 (ファクシミリ) 0858-23-3989

ホームページは「よりん彩」で検索してください

よりん彩 検索



第4次鳥取県男女共同参画計画 重点目標

基本テーマ	重点目標	施策の基本的方向
A 男女が共に活躍できる環境づくり	1 働く場における女性の活躍推進	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ②男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり ③農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
	2 地域・社会活動における女性の活躍推進	①議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 ②地域活動における男女共同参画の推進 ③地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 ④防災・災害復興分野における男女共同参画の推進
B 安全・安心に暮らせる社会づくり	3 生涯を通じた男女の健康の支援	①生涯を通じた男女の健康の保持増進 ②妊娠・出産などに対する健康支援 ③健康をおびやかす問題についての対策の推進
	4 誰もが安心して暮らせる環境整備	①高齢者が暮らしやすい環境の整備 ②障害者が暮らしやすい環境の整備 ③外国人が暮らしやすい環境の整備 ④ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 ⑤性的マイノリティに関する理解促進
	5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	①暴力を許さない社会づくり ②安心して相談できる体制づくり ③様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成
C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	①男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 ②子どもの頃からの男女共同参画の理解の推進 ③生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 ④男性の家庭生活・地域生活への参画促進 ⑤国際的視野に立った男女共同参画の推進